

## 自律的運営に向けた地域活動協議会の取組(イメージ)

| めざす状態         |                                                          | めざす状態に向けた課題・取組                                    | 自律的に実施すべき基本的な事項                                                                                                                                                | 自律的な実施をめざす発展的な事項                                                                                                                                  |
|---------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I<br>地域課題への取組 |                                                          | 地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている            | ①地域課題やニーズの把握ができている。<br>②地域の将来像の共有ができている。<br>③活動区域の全住民を対象に、地域課題やニーズに対応するための活動を実施できている。<br>④話し合いにより補助金が適切に活用されている。<br>⑤地域資源(ヒト、モノ、カネ、情報)が有効に活用され、地域課題の解決が図られている。 | ⑥地域資源(ヒト、モノ、カネ、情報)が有効に活用され、継続安定的に地域課題の解決が図られている。                                                                                                  |
|               |                                                          | 法人格の取得                                            | ※                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                   |
| II<br>つながりの拡充 | イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大している | これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加の促進                         | ①地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感してもらえるよう工夫した取組を実施している。                                                                                                             | ②イベント等への参加者に対して、地域活動への参画につなげる取組を行っている。                                                                                                            |
|               |                                                          | 地域活動協議会を構成する活動主体同士の連携・協働(担い手の拡大含む)<br>【地域活動協議会内部】 | ①さまざまな活動主体が地域活動協議会に参画する機会が保障されている。<br>②さまざまな活動主体が幅広く参画し、地域活動協議会内部で連携・協働が行われている。<br>③新たな活動主体(担い手)の参画に向け、意見交換や話し合いなどの交流をする場を設けるなどの取組を行っている。                      | ④地域活動協議会を構成する活動主体内や活動主体間で、取組実施や連携・協働の技術・手法(ノウハウ)が継承され、地域活動協議会内に蓄積されている。(世代間継承等)                                                                   |
|               | 地域活動協議会を構成する活動主体同士や、地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働が促進されている        | 地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働<br>【外部との連携・協働】              | ①地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との交流の場(意見交換や話し合いなど)に参加し、情報共有している。<br>②地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との間で、連携・協働して取組を行うことができている。                                            | ③地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体とのネットワークにより、連携・協働して取組を継続的に行うことができている。                                                                                   |
|               |                                                          | 地域公共人材の活用                                         | ※                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                   |
| III<br>組織運営   | 民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている                              | 議決機関(総会・運営委員会等)の適正な運営                             | ①議決機関(総会・運営委員会等)における選任・決定等が適正に行われ、組織や事業の運営が民主的に行われている。<br>②議決機関の議事録が作成され、活動拠点において閲覧できるようになっている。<br>③監事による監査が実施されている。                                           | ④議決機関の議事録を、地域の広報紙、掲示板などに掲載し、周知している。<br>⑤議決機関の構成員の交替等により、地域活動協議会内で運営の方法等が継承され、蓄積されている。(世代間継承等)<br>⑥議決機関の議事録を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。 |
|               |                                                          | 会計事務の適正な執行                                        | ①会計ルール等が作成、共有されている。(会計担当者を置く、支出手続を定める、等)<br>②会計に関する帳簿類(帳簿、財産台帳等)が作成され、整備されている。<br>③事業計画書及び事業報告書、会計に関する帳簿類を、活動拠点において閲覧できるようになっている。                              | ④事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。<br>⑤事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。                                       |
|               |                                                          | 多様な媒体による広報活動                                      | ①著作権や個人情報の保護、管理等について理解している広報担当者を置いている。<br>②活動内容(案内や実施報告等)を地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。                                                                             | ③地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して、活動内容(案内や実施報告等)の情報発信を行っている。<br>④さまざまな活動主体と連携・協働した広報活動ができている(広報経路(ルート)が広がっている)。                                            |

※「法人格の取得」及び「地域公共人材の活用」については、取組(イメージ)から除外するが、地域の状況やニーズに応じて取り組む事項として、今後実施していく。